



# 京都市立 西京極中学校

校是 「自立と貢献」

学校だより

令和5年度

5月

## 憲法月間

昭和 22 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行されてから、5 月 3 日は憲法記念日となりました。小学校の社会科で学習したと思いますが（中学では 3 年生で勉強します）、日本国憲法は、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を 3 つの柱にしています。その「基本的人権」について少しお話します。基本的人権について、手元にある辞書で調べてみると、次のように書いてありました。

**【基本的人権】**人間が生まれながらにして有している基本の権利。たとえば、思想・良心・信教の自由、集会・結社および言論・出版の自由など。

学校生活の中にも基本的人権＝つまりすべての生徒のみなさんが有している基本の権利＝にかかわることがたくさんあります。性別や国籍などによって差別されないこと。だれもが平等に授業を受けられること。自分の考えを自由に言うことができること。そしてだれもが安心して学校生活を送れること。これらの権利は絶対に大切にされなくてはなりません。また、自分の権利が大切にされるのと同様に、周りの人の権利を大切にしなくてはなりません。権利は自然に守られるものではなく、互いに意識して守っていくものです。

最近、SNS 上で人を傷つけることを書き込んでトラブルになることが多く発生しています。匿名で書き込めるという点も、問題を複雑にしています。SNS だけではありません。自分の言動によって周りの人々に嫌な思いをさせていないか、ちょっと振り返ってみましょう。今月は憲法月間です。

## 春季総合体育大会

種目によって日程はいろいろですが、早いところでは 4 月中旬より春体が始まっています。がんばったけれど残念な結果に終わった部や、勝ち進んでいる部など、いろいろありますが、まず何より「みんなで春体に参加できること」を喜びたいと思います。（一昨年は、大会直前になってからコロナのために中止になりました。）

みなさんを日頃から応援していただいているおうちの方々や、大会が安全に開催できるよう努力している各競技専門部の方々、そして指導や引率にお世話いただいた顧問の先生方・・・たくさんの方への感謝の気持ちちは絶対に忘れてはいけないと思います。がんばれ西京極！



## 5月行事予定

1	月	二者懇談
2	火	二者懇談
3	水	憲法記念日
4	木	みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	内科検診（2年）
10	水	3年 学習確認プログラム 1年 校外学習
11	木	生徒会認証式、評議専門委員会 耳鼻科検診（1， 2年）
12	金	あいさつ運動（～18日）
13	土	
14	日	
15	月	教育相談
16	火	教育相談 内科検診（2年）
17	水	教育相談 歯科検診（3年）
18	木	歯科検診（2年） PTA 総会
19	金	教育相談 歯科検診（1年）
20	土	
21	日	
22	月	教育相談
23	火	内科検診（1年）
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	土曜参観 チャレンジ体験説明会 教育課程説明会 進路説明会 制服リユース
28	日	
29	月	代休日
30	火	内科検診（1年）
31	水	避難訓練 心電図（1年）

## 大型連休～連休明けの体調の変化に注意を～

今年の大型連休は5連休もあり、ちょっとゆっくりしよう・・という人も多いのでは。「五月病」なんていう言葉もあるように、5月から6月は年度当初の疲れが出てきて、体調を崩しやすくなります。例年の保健室来室者数を見ても、5月から6月にかけてひとつのピークがあります。特に1年生のみなさん。入学してから1ヶ月、知らず知らずのうちに疲れがたまっているかもしれません。部活の大会などで忙しい人もあるでしょうが、ちょっとひと休みして心と体の調子を整えましょう。

お子さんの体調やようすについて、気になることがありましたら、いつでも担任までご連絡ください。



## スクリレをご活用ください

すでにお知らせしていますように、今年度より「スクリレ」の利用が始まりました。今まで「遅刻欠席連絡フォーム」でご連絡いただきました遅刻や欠席については、スクリレのご利用をお願いします。また、学校からの連絡時に利用していました「PTA配信メール」も今年度からはスクリレで配信させていただきます。よろしくお願いします。



※朝に電話でご連絡いただく場合は、8時から8時20分までにお願いします。それ以降は教職員が打合せをしていたり、各教室に入っていたりして、職員室をはなれていることが多いため、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 新型コロナ感染症が5類に移行します

5月8日から、新型コロナ感染症が5類感染症に移行することに伴い、次のように対応が変わりますので、ご留意ください。

### (1) 学校における感染症対策

- ①家庭と連携して生徒の健康状態の把握に努めます。⇒コロナに感染した場合は必ず学校にご連絡ください。
- ②教室はしっかり換気をします。
- ③手洗い、咳エチケットについて指導を継続します。

※今まで各ご家庭で毎朝検温して記録をしてもらっていましたが、これは不要となります。

※マスクについては、着用を求めることがあります。

### (2) 欠席等の取扱について

#### ①生徒本人が感染した場合

発症日の翌日から5日が経過し、なおかつ症状が改善した後1日が経過するまでは「出席停止」になります。

また、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

#### ②感染不安で欠席する場合・・・理由によっては欠席扱いにならない場合がありますので、担任までご相談ください。

③濃厚接触者について・・・今後は濃厚接触者の特定は行いません。例えば同居の家族が感染されても生徒本人が発症していないければ登校OKです。

○ 感染症対策は少しずつ緩和されますが、今後も生徒が安心・安全に学校生活が送れる環境を整えることは、我々学校教職員の最も大切な責務だと思っています。不安に思われていることやお気づきのことなどがありましたら、どうぞご連絡ください。よろしくお願ひいたします。